

調査の概要

学校基本統計は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）が定める基幹統計に位置付けられている重要な統計です。同法に基づき、文部科学省が学校基本調査を実施することにより、昭和 23 年から毎年作成されています。

このたび、令和 8 年度調査のうち、集計結果の一部が文部科学省により公表されたことに伴い、本県が実施に関わる初等中等教育機関、専修学校及び各種学校に係る主要な数値（学校数、在学者数、教職員数）を速報としてまとめました。

なお、残る集計結果については、文部科学省の公表後、本速報と同様に本県に係る主要な数値を取りまとめ、公表する予定です。

1 調査の概要

- (1) 調査期日：令和 8 年 5 月 1 日現在
- (2) 調査対象：幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、専修学校、各種学校及び市町村教育委員会（大学、短期大学、高等専門学校は文部科学省が直接調査、集計を実施。）
- (3) 調査項目：学校数、在学者数、教職員数、卒業者数、進学者数、就職者数等

2 速報について

学校数、学級数、在学者数、教職員数について埼玉県分市町村別の状況を公表。
卒業者数、進学者数、就職者数等の進路状況、不就学学齢児童生徒数等については、令和 9 年 1 月頃の確報で公表予定。

利用上の注意

1 統計表に用いた符号

- 「－」 ……計数がない場合
- 「…」 ……計数出現がありえない場合又は調査対象とならなかった場合

2 項目の説明

(共通)

- 学 校 数……休校中の学校を含む。
- 単 式 学 級 ……同学年の児童・生徒で編制されている学級
- 複 式 学 級 ……2 以上の学年の児童・生徒で編制されている学級
- 特別支援学級……学校教育法第 81 条第 2 項各号に該当する児童・生徒で編制されている学級
- 本 務 者……当該学校の専任の教職員。原則として辞令で判断されるが、辞令等がない場合は、待遇や勤務の実態で判断する。

(幼稚園)

- 教育補助員……園長、副園長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、講師、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭以外で、教育活動の補助を行っている者。教員免許状の有無は問わない。

(幼保連携型認定こども園)

教育・保育職員……園長、副園長、教頭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、主幹養護教諭、養護教諭、養護助教諭、主幹栄養教諭、栄養教諭、講師を総称したもの。

教諭等……保育士の登録を受けておらず、幼稚園の教諭の普通免許状又は幼稚園の助教諭の臨時免許状を有していて、主幹教諭、指導教諭、教諭又は助教諭として発令（採用）された者（保育教諭等として発令された者を除く）。

保育士……幼稚園教諭免許状等を有さず、保育士の登録を受けており、保育士として発令（採用）された者（保育教諭等として発令された者を除く）。

教育・保育補助員…教育・保育職員、教諭等、保育士以外で、教育・保育活動の補助業務に従事している者。

その他の職員……事務職員、養護職員（看護師等）、調理員、その他（用務員・警備員等）をいう。

3 年齢区分

令和8年4月1日現在の満年齢

※ 県の速報値と文部科学省の速報値が異なる場合は、文部科学省の数値を確定値とします。